## (様式6)

## 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 処分基準 (不利益処分関係)

					T		1	ı	
				資料番号	4		担当課	労政権	囯課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	41		不利益処 分の種類		業訓練法人。 し	の設立詞	忍可の取
(設 第四十 立の 一	職業能力開発促進法 立の認可の取消し) 一条 都道府県知事は、職認認可を取り消すことができる 正当な理由がないのに一年に その運営が法令若しくは定認る場合においてその改善を関	業訓練法人 る。 以上認定職績 款若しくは	が次 だ訓 寄附	東を行わな! 行為に違反	分の種類 ずれかに詰 ハとき。 し、又は著	消 <b>該当</b>	しずる場合	には、	その設